

議案第 28 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につ
いて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定すること
について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規
定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例

平成 年 月 日

条例第 号

(多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年多可町条例第47号)は、廃止する。

(多可町公告式条例の一部改正)

第2条 多可町公告式条例(平成17年多可町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

(多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年多可町条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	委員	年額	280,000円
-------	----	----	----------

(多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年多可町条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長

別表に次のように加える。

教育長		598,000円
-----	--	----------

(多可町議会委員会条例の一部改正)

第5条 多可町議会委員会条例(平成17年多可町条例第203号)の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(多可町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 多可町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年多可町条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による廃止前の多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、なおその効力を有する。

(多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会の項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会の項の規定は、なおその効力を有する。

(多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条及び別表の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

(多可町議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の多可町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の多可町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

多可町公告式条例 新旧対照表（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第2条関係）

（下線は、改正部分）

現 行	改 正
<p>（その他の規則の公布）</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他町の機関の定める規則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「町長」とあるのは、当該機関又は当該機関を代表する者と読み替えるものとする。</p>	<p>（その他の規則の公布）</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他町の機関の定める規則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「町長」とあるのは、当該機関又は当該機関を代表する者と読み替えるものとする。</p>

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第3条関係）

（下線は、改正部分）

現 行	改 正																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 350,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 280,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会	委員長	年額 350,000円	委員	年額 280,000円	(略)			<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>年額 <u>280,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会	委員	年額 <u>280,000円</u>	(略)		
区分		報酬の額																			
教育委員会	委員長	年額 350,000円																			
	委員	年額 280,000円																			
(略)																					
区分		報酬の額																			
教育委員会	委員	年額 <u>280,000円</u>																			
(略)																					

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第4条関係）

（下線は、改正部分）

現 行	改 正										
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>町長</u></p> <p><u>副町長</u></p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（1） 町長</u></p> <p><u>（2） 副町長</u></p> <p><u>（3） 教育長</u></p> <p>別表（第3条関係）</p>										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="76 1177 1086 1230">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="76 1230 593 1289">副町長</td> <td data-bbox="593 1230 1086 1289">648,000円</td> </tr> </table>	(略)		副町長	648,000円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1177 2145 1230">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1230 1648 1289">副町長</td> <td data-bbox="1648 1230 2145 1289">648,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1289 1648 1348"><u>教育長</u></td> <td data-bbox="1648 1289 2145 1348"><u>598,000円</u></td> </tr> </table>	(略)		副町長	648,000円	<u>教育長</u>	<u>598,000円</u>
(略)											
副町長	648,000円										
(略)											
副町長	648,000円										
<u>教育長</u>	<u>598,000円</u>										

多可町議会委員会条例 新旧対照表（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第5条関係）

（下線は、改正部分）

現 行	改 正
<p>（出席説明の要求）</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>（出席説明の要求）</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

多可町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 新旧対照表（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第6条関係）

（下線は、改正部分）

現 行	改 正
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行する。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行する。</p>

現 行	改 正
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)